

(公開用 会議録と一部異なる部分があります。)

令和3年第1回設楽町議会臨時会会議録

令和3年2月17日全員協議会終了後、第1回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 七原 剛	2 原田直幸	3 加藤弘文
4 今泉吉人	5 金田敏行	6 金田文子
7 伊藤 武	8 土屋 浩	9 山口伸彦
10 田中邦利	11 高森陽一郎	12 松下好延

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 報告第1号

専決処分の報告について

日程第6 報告第2号

専決処分の報告について

日程第7 承認第1号

専決処分の承認について

日程第8 承認第2号

専決処分の承認について

- 日程第 9 議案第 1 号
指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 2 号
指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 3 号
指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 4 号
財産の取得について
- 日程第 13 議案第 5 号
工事請負契約の変更について
- 日程第 14 議案第 6 号
工事請負契約の変更について
- 日程第 15 議案第 7 号
設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の一部を改正する条例について

会 議 録

開会 午前 10 時 46 分

議長 それでは、全員協議会に引き続きまして、ただいまから会議を開きます。ただ今の出席議員は、12 名全員です。定足数に達していますので、令和 3 年第 1 回設楽町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。

議長 本臨時会の議会運営並びに議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田(敏) 令和 3 年第 1 回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。

令和 3 年第 1 回臨時会の運営について、去る 2 月 5 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。

日程第 3、諸般の報告は、議長より例月出納検査結果についてと議員派遣についての報告があります。

本日提案されている案件は、町長提出 11 件です。

日程第 9 から日程第 11 は、一括上程し、その他はそれぞれ 1 件ずつに上程します。いずれの案件も本日採決します。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番伊藤武君、及び8番土屋浩君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。議長として、例月出納検査結果及び議員派遣について報告します。

始めに、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和2年12月実施分と令和3年1月の実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、議員派遣について、会議規則129条第1項ただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 それでは、改めて議員全員協議会に続きまして、臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、皆様方に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

先ほど議会全員協議会の挨拶の中で、関連する案件を説明させていただきましたので、それ以外の案件について御報告させていただきます。

まず1点、清崎貯木場跡地の購入について報告いたします。2月5日に中部森林管理局におきまして見積合わせが行われました。結果は、国が設定した額に見合った金額ということで、国有財産の売払いが決定されました。本日、財産取得について議案を上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。今後は、契約、代金支払い、登記を進めていくこと

になります。

次に、去る1月21日午前10時50分頃、松戸地内で発生をいたしました山林火災で、現地では水利の確保が困難な状況にありましたが、急きよ、設楽ダム工事事務所長から、設楽ダム工事に関連する民間企業に対し、散水車を使つての補水の協力要請がなされ、これに基づいて7つの企業から協力をいただきました。これによって、現地へ水を運んでいただいたということで、類焼を食い止めることができました。改めて御協力をいただいた皆様をはじめ、新城消防署、また設楽町消防団の消火作業にあたっていただいた方々に対しましても感謝をするところでございます。

また、2月6日にテレビで放送されました番組である、「金ちゃん&香取慎吾の全日本仮装大賞」で、設楽町津具の方々が結成しております「チームタコ」のメンバーであります伊藤匡さんが優勝を果たされました。こうして設楽町に明るい話題を提供いただき、ありがたく思っておりましたところ、この賞金の一部を津具地区の小中学校と保育園に寄付までしていただきました。誠にありがたいということで、これら両事案に対しまして、感謝の意を伝えるということで、町といたしまして、私から感謝状を贈呈することといたしました。

本日は、専決処分報告2件、専決処分承認2件、指定管理者の指定3件、財産取得契約1件、請負契約の変更2件、条例改正1件の計11件を上程させていただきます。先日、議会運営委員会で、道の駅の外構工事の契約変更の専決処分を予定案件とさせていただきましたが、これにつきましては、改めまして3月定例会で上程させていただきますので御了承をお願いいたします。以上、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5、報告第1号「専決処分の報告について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 報告第1号「専決処分の報告について」。地方自治法第180条第1項及び設楽町長の専決事項の指定第3項の規定により、本年1月6日に別紙専決処分書のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

今回の事故内容は11月23日、賠償の相手方が、町道名倉宇連線を普通自動車で行中、道路を横断している排水溝の上を通行した際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両の底部に接触してカバー及びマフラーを損傷したものであります。道路管理者である設楽町の過失割合を10割として、被

害金額 94,842 円の全額を賠償するという示談に基づき専決処分するものがあります。なお、修理代金は、町が加入する保険会社の損保ジャパンから、修理会社へ全額保険金として直接支払われ、町の実質的な負担はございません。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。報告第 1 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 事故原因だとか再発防止について一言も触れておりませんので、そこは報告をされるべきではないでしょうか。

建設課長 申し訳ありません。こちらにつきましては、グレーチング蓋がちょっと緩んでおったということと、その後グレーチング蓋を新設で固定していただいております。よろしくお願いします。

10 田中 そういうことではなくて、再発防止で、その場所だけで再発を防止すればいいということではなくて、全町的に町道がたくさんあって、グレーチングもあるものですから、そこは、こうした事故はもう二度と起こらないように点検を行うとか、そういうことはないのですか。

建設課長 申し訳ありません。こちらにつきましては、こちらの路線を点検させていただいておりますので、おそらく今後は大丈夫かなと思いますが、常時職員のほうで点検をさせていただきますのでよろしくお願いします。

11 高森 私も地元ですので現場を見てきました。ちょうど宇連配水場のすぐ右上の所です。珍しく道路を横断する、そういう側溝があるのですが、その右から 2 番目のグレーチングだと思うのですが、手で触ったら動くんですね。ほかのところはナットが入っていて浮上防止になっているのですが、その 1 個だけが歪んだ形で、ぼこぼこ手で動くようになっていたので、ナットもできなければ、座金を入れて締め直すとか、事後処理をしっかりとお願いしたいということと。ああいうところの坂道の場合は一緒に動く可能性がありますので、グレーチング同士を番線か何かで固定して。番線であれば、何かの時にぱっと切ってすぐに修理できますので、そういう形の連結処理なんかをされるといいと思います。それから、グレーチングに関しては、3 年くらい前にやっぱり恵那の小木曾農機の社長が来て設楽町でこけてしまったとかありますが、なかなか端々のグレーチングまで見られませんが、もしも時間があれば、細かに点検をなさるといいうことも大事だと思いますので、事後の処理をよろしくお願いします。

建設課長 御指摘ありがとうございます。番線ですと、車が乗ったりして番線がむせて、また危険ですので、ボルトとかで固定をさせていただきたいと思えます。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第1号は終わりました。

議長 日程第6、報告第2号「専決処分の報告について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 報告第2号「専決処分の報告について」。津具地区農業集落排水処理施設の改修に関する愛知県への業務委託につきましては、令和2年6月1日開会の6月定例会において契約締結の議会議決をいただきましたが、この度、同施設改築工事の実績金額の確定により、設楽町長の専決事項の指定第1項に該当する300万円以下の契約金額の変更として400円の減額が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、2月10日に別紙専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会へ報告するものであります。なお、実施内容については参考資料のとおりであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

報告第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 300万以下の修正に関してと申しますけれども、これ、金額が400円くらいならば、例えば、1万円以下は変更に関しては、専決処分の申告に入らないとか、規定を設けたらどうですか。400万円ではなくて400円です。その辺は雑費処理ができると思うのですが、こういう細かい事までやる必要があるのか私疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

生活課長 地方自治法上、300万以下のものは専決となっております。下限がいくらとそういうものはありませんので、たとえ400円でも、議会の皆さんに御報告をさせていただくということになっておりますので、今回御報告をさせていただいております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで、質疑を終わります。

報告第2号は終わりました。

議長 日程第7、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり12月28日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。本件につきましては、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が12月24日に公布され、令和3年1月1日から施行されることから、本条例において所要な改正を行うため、専決処分をしたものであります。

改正内容は、令和2年税制改正における土地基本法等の一部改正に伴い、地方税法において低未利用土地等を譲渡した場合の税法上の特別控除として、長期譲渡所得の金額から100万円控除することができる課税の特例が創設されたことにより、国民健康保険料の所得割額の算定において引用する租税特別措置法第35条の3第1項の規定を加える改正であります。なお、附則第1条で、施行日を令和3年1月1日とし、第2条で改正後の規定は令和3年度以降の保険料の算定に適用する経過措置であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません。」の声あり)

11 高森 この第35条の3第1項というのは、ここに全然条分とか掲載がないと思うのですが、何がどういう内容なのでしょうか。

副町長 第35条の3の規定を今回加えるわけですけど、これは、租税特別措置法の中で、未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除という条文がありますので、その条文の内容を今回適用するものであります。

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。承認第1号は、承認されました。

議長 日程第8、承認第2号「専決処分の承認について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第2号「専決処分の承認について」。地方自治法第179条第1項

の規定により、別紙専決処分書のとおり、本年1月13日に専決処分したので、同条第3項の規定に基づき議会へ報告し、承認を求めるものであります。

職員の特殊勤務手当条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大による緊急事態宣言の発令や、本町においてつぐ診療所における発熱外来の設置、PCR検査や抗原検査の実施、更に保健所への献体搬送など、職員が感染症患者、またはその疑いのある者と接し、聞き取り、あるいは直接身体に接触し、検体を採取する作業に従事するなどの感染のリスクにより、極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時と異なり精神的緊張ある防疫関連業務にあたる職員に対し、国の人事院規則の改正内容及び総務省通知を踏まえ、今回防疫作業手当を支給するため、従来の防疫作業手当の特例規定として条例を開設するものであります。なお、施行日につきましては、緊急事態宣言発令日の令和3年1月13日に交付するものであります。詳細な作業内容、手当額、及び対象者等については、総務課長のほうから説明します。

総務課長 それでは、内容について若干説明させていただきます。

手当の額は1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合は、4,000円）ということになっておりまして、直接身体、イメージとしては、介助、触れて運ぶような作業であったり、検体を身体に触れながら採取する作業については4,000円。それから、この中に長時間という言葉がありますけれども、この長時間は、1時間を基本としております。1時間以上、身体には触れないですけれども1時間以上の聞き取りであったり、物の搬送のお手伝いとか、そういったものに従事した場合は、長時間という扱いで4,000円になる、という内容になります。

以上です。よろしく申し上げます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

承認第2号 の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 高森 4番まで非常に良い条分ですが、5番として、防疫作業に従事し、感染して入院した場合はその治療費を全額公費負担する、そういうような条文を設けてはいかがでしょうか。

副町長 患者のことについての、こういう手当は、昨年春頃の臨時議会の中で説明をしたのですが、例えば、国民健康保険であれば、傷病手当金が出るというのを条例改正したように、それぞれ、そういうことについては個別の条例で対応するもので、本日の条例については、特殊勤務手当で

ありますので、この件はここでは触れないということであります。

10 田中 具体的に言いますと、どういった方が該当するのでしょうか。職種だとか、立場というか、身分を言ってください。

総務課長 では、ちょっと例を挙げながら。患者及びその疑いのある者からの状況の聞き取りですとか、自宅療養する患者、及びその疑いのある者への生活物資の配送、配食サービスの関係ですとか、医療従事者等が採取した検体の検査機関への輸送、それから、患者の輸送。こういったものは基本的には3,000円の範ちゅう。ただし、長時間、1時間以上を超えるとそれは4,000円になります。想定しているのは、こういう作業については、全職員あり得ると思っております。それ以外に、今度知見度が上がるというか、ランクが高いところで、患者及びその疑いのある者に直接接触する検体採取であったり、それから、そういった患者を輸送する場合に、その方に介助がいる、触る必要があるという場合の介助ですね、こういったものについては4,000円。検体採取については、医師の可能性が 있습니다。患者を搬送するのは、職員である可能性もあると判断しております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

6 金田(文) 今、患者に直接接触する、介助が必要な場合というお答えでしたけれども、介助する可能性がある方は、職員以外にはありませんか。

総務課長 特殊勤務手当の関係になるので、まず、職員にしか適用になりません。ですので、可能性はあると思いますが、その方には手当は出ませんので、職員以外の方には。ですので、そこは現場で判断というか、協力をし考えていくことになろうかと思えます。

議長 ほかありませんか。

2 原田 確認なんですけれども、これから、新型コロナの予防接種、職員が順次受付だとかそういう形で、今までそうした場合には手当がなかったと理解するのですけれども、それは、予防接種を受付等をやられる方も同様にお金が出ないと理解すればよろしいでしょうか。

総務課長 条文では、患者若しくはその可能性のある者ということであって、予防接種の相手方はそこにはあたりませんので、対象にはならないと考えます。

議長 ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

承認第2号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。承認第2号は、承認されました。

議長 日程第9 議案第1号「指定管理者の指定について」から、日程第11 議案第3号「指定管理者の指定について」を一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第1号から議案第3号までの、指定管理者の指定についてに係る3議案につきましては、いずれも現行の指定期間が令和3年3月31日で満了しますので、それぞれの施設の管理運営を効果的、かつ効率的に行えるよう、引き続き次期指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び設楽町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、議会の議決を求められます。なお、指定期間は、いずれの施設とも令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。

それでは、議案第1号、「指定管理者の指定について」。下記に記載する設楽町田口特産物振興センターはじめ、5施設の指定管理者として指定する団体は、指定管理者制度開始以来の管理実績及び愛知県豊川市の公の施設の指定管理者であることにより、引き続き、一般社団法人設楽町公共施設管理協会とし、所在地は、設楽町田口字後口4番地4であります。

続きまして、議案第2号「指定管理者の指定について」。設楽町田口山村トレーニングセンター、及び設楽町津具基幹集落センターの指定管理者として選定する団体は、従来の指定管理者実績に基づき、引き続き公益社団法人設楽町シルバー人材センターとし、所在地は、設楽町田口字矢高5番地7であります。

議案第3号、「指定管理者の指定について」。設楽町田峯農村環境改善センターの指定管理者として選定する団体は、同認可法人による指定管理者に基づき、引き続き地縁団体田峯区とし、所在地は、設楽町田峯宇手籠前37番地であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第1号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第2号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第2号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 事業内容について伺います。「有償運送に関すること」というのは、どのような事業を具体的になさるのか、お願いします。

総務課長 これは、団体の事業として記入があるものを記載させていただいております。やりたいという意味で書いてあることだと思っておりますが、実際は有償運送は現在稼働はしていないと思っております。

以上です。

6 金田(文) 確認ですが、この地縁団体の方々がやりたいということで書いてこられたと、今理解できたのですが、そうなのですか。

総務課長 やりたいと書いてきたというか、この団体を、地縁団体として認めるときに、その規約とかそういう中に事業が記載してあるわけですが、その中にはいっておるということでもあります。

6 金田(文) なぜ質問をするかということ、田峯地区だと、なかなか高齢の方とか体に障害がある方は移動が大変だなと思ったので、これはいいことだなと思ってお聞きしました。住民によるタクシーの運行についても、特区の制度ができていると思っておりますので、これ、住民の方々がやろうとおっしゃるのならば、その辺のところを深めていただいて、やれるようにしていた

だきたいなと思ったので、どのようになっているのかということ伺いました。

以上です。

町民課長 その件につきましては、予算化もしております、愛知県が3か年事業で行っている高齢者移動支援モデル事業ということで、いちおう清嶺地区のほうをモデル区域とする予定にしておりますので、そうなった際にはこちらのほうにもお声をかけさせていただく予定としております。

6 金田(文) ありがとうございます。清嶺地区、豊邦のほうも移動には本当に大変だということがわかりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第3号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第12 議案第4号「財産の取得について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号「財産の取得について」。本議案における国有財産清崎貯木場用地に係る購入契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第8号、並びに設楽町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する5,000平方メートル以上の土地の財産取得に該当し、参考資料のとおり、中部森林管理局から売払い価格を117,125千円として決定されましたので、本契約の締結にあたり議会の議決を求めるものであります。

今回の財産取得は、災害時の防災拠点として町道清崎中田線を除く中部森林管理局愛知森林管理事務所が管理する以下表示の11筆18,130.84平方メートルの清崎貯木場用地を購入するものであります。

契約の執行条件につきましては、本町から見積書を提出し、2月5日に中部森林管理局において見積り合せが実施された結果、本町の売払い希望価格をもって国有財産の売払いが決定されたものであります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9 山口 参考までにお伺いいたしますけれども、この買収に関わる用地の雑種地と宅地の公示価格は平米いくらですか。

財政課長 雑種地については、一概にいくらという評価はしておりませんので、宅地をベースに考えております。宅地につきましても、ちょうど国道沿いの平地というところで、たしかあの辺は、11,000円程度が公示価格だったと思いますので、宅地についてはそれくらいです。ただ、雑種地についてはその7掛けだとか、3掛けだとか、そういうことを状況によって判断します。おそらく、これは私の推測ですけれども、公有地ですので固定資産税の評価をしておりますので、おおよそ類すると、宅地の7掛け程度ではないかなというふうに思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第13 議案第5号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号「工事請負契約の変更について」。本議案につきましては、令和元年9月18日に議会の議決を得て、本年度に繰り越した、田口地内の簡易水道配水管更新工事(R1-1)に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

変更理由は主に2点ありまして、1点目は、参考資料の位置図で赤色で

示す設楽警察署から、三菱UFJ銀行前までの国道257号の区間328メートルにおいて、県発注の歩道整備工事に係る舗装区域の拡大により、町としては未執行になりまして、それが主な理由であります。そのほかは下水道事業との事業間調整による減少を含め、舗装復旧工が合わせて2,193平方メートル減少するものであります。

また、2点目は、新設管と既設管との接続箇所を現地精査した結果、布設工事区間全般において延長距離が62.4メートル延びたことにより、当初の契約金額138,050千円から、131,037,500円に7,012,500円減額する変更であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

9山口 今説明をいただきました地図の赤線箇所等々を見ながら、下の工事概要の中に変更理由の記載が書かれております。この中で、県発注の歩道整備工事の舗装区間が拡大したため舗装復旧工が減ったというような記載がございますけれども、県発注の歩道整備工事の具体的な内容と、舗装工事が拡大したための、主な、私は想像で、自分の家の前の旧来夏目医院が、昔、4～5年前にもうできます、という話のあとかなど。ここには書いてございませんが、そのことをいっておるのかの確認と、具体的な内容を教えていただきたいと思えます。

生活課長 説明書の中の、変更理由の表現の仕方がわかりづらくて申し訳ないのですけれども、警察署の前からUFJ銀行の前の間の国道の歩道の改修ですね。ダムの関連事業の中で、県が歩道の改修をするということで計画に入っております。当初その実施時期がはっきりしないということで、水道のほうで水道管を布設したあとに仮復旧して、本復旧まで水道でやっけてしまおうということを考えておりましたけれども、県のほうで、今年度中にはこの区間の国道の歩道改修の発注のめどがついたということで連絡がありましたので、水道としては仮復旧までさせていただいて、本普及は県の歩道の改修にあわせて全部やっけていただくということで。県のほうと調整をした結果、今回のこの部分は本復旧を全て取りやめて、仮復旧で納めたということで、舗装面積が減ったということで御理解をいただきたいと思えます。

議長 ほか、質疑ありますか。

9山口 建設課に重ねてお願いを申し上げておきますけれども、障害者等々が通れない傾斜の角というのが、旧役場跡からアンジンさんの前までが傾斜が非常にきつくて、それが問題になっているという中で、特にそれを上げ

るのか国道を削るのかによって、大変大きな工事になるというのを想定しております。前に下水・上水の配管の埋め直しの際に一緒にやりましょくと、県土木も説明をしていただいた経緯がございます。大変その地区の皆さん等々は関心をもっておりますので、工事内容が決まったらぜひ該当する地区においての説明会等を開いていただければ幸いです。それを希望しながら、早い復旧をお願いしたいと思います。

生活課長 すみません、建設課長さんへのお話でしたが、私のほうで県のほうと調整をさせていただいておりますので、その辺についてお話をさせていただきたいと思います。県のほうでも、2月に地元説明会を予定しておいたそうなのですが、このコロナの状況下でどのように地元のみなさんに説明をしていったらいいかを今模索をしている状況だということで、工事に入る前には、地元の皆さんには説明をさせていただいて工事のほうには入りたいということで私どもも聞いておりますので、きっと近いうちには県のほうから地元に対してそのようなお話があると思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長 ほかよろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第14 議案第6号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号「工事請負契約の変更について」。本議案につきましては、平成31年3月13日に議会の議決を得ました継続費事業であります、設楽町歴史民俗資料館・道の駅——仮称であります。その建築工事にかかる工事請負契約について工事費の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、変更契約の額につきましては、後ほど説明します変更内容により、当初の契約金額「1,337,040千円」から「1,415,897,622円」に78,857,622

円増額する変更であります。変更内容につきましては、本日配布させていただきました参考資料により、担当課長から詳細、かつ丁寧に説明させていただきます。

産業課長 それでは、まず始めに、先にお配りしました参考資料の訂正を御願いたします。

6番の変更内容の(1)の契約期間の延長でございますが、変更前の1段目の、平成31年3月15日～令和3年9月30日となっておりますが、令和2年9月30日の誤りでありますので訂正をお願いいたします。大変もうしわけありませんでした。

それでは、今回の変更につきまして御説明をさせていただきます。詳細につきましては、本日お渡ししました参考資料に基づき説明させていただきます。前回の資料ですと、不足なところがありましたので、改めて参考資料を出させていただいておりますのでよろしくをお願いいたします。

それではまず、参考資料を御覧ください。この中に施設区分として、「道の駅」と「郷土館」と書いてありますが、すみません、「郷土館」のほうは「資料館」と読み替えていただきたいと思っております。契約の案件名が「資料館」と「道の駅」となっておりますので、そのところをお願いいたします。

変更の目的としましては、「施設機能の強化、見直し」ということで、道の駅側ですが、まず、変更項目としまして、「体験工場の設置」。変更理由としまして、道の駅の運営方法を検討するにあたり、町内外事業者への聞き取りを行った結果、道の駅間の競争が激しい中、規模、立地条件等、共に厳しい当道の駅においては、誘客するためには他の道の駅には無い、オリジナルの魅力が必要となったため、ということです。変更内容につきましては、県内外において知名度の高い関谷醸造株式会社様と協力をしまして、経済改革特別地域の認定を受けまして、「日本酒体験工場」の設置をいたしました。設置に際しましては、当初の設計では保健衛生面を中心に機能的に不十分であったことから、以下の変更を行いました。内容としましては、施工対象面積が88平方メートル。工事内訳としましては、空調設備一式、防水一式、給排水工事一式、電気設備工事一式となっております。

続きまして、変更項目、「排水先の変更」でございますが、変更理由としましては、当初設計では、寒狭川のほうへ直接放流を予定しておりましたが、観光ヤナが八雲苑にあるということから、排水を隣接したことを考えると、観光ヤナの下流部へ流したほうが良いということになりましたので、そのことについて変更をいたしました。変更内容としましては、排水先を河川から国道の側溝へと変更しましたので、内容としましては、埋設

管の追加としまして、101メートルの追加となっております。

先ほどの、体験工房の設置は、もう1枚の図面のほうの、左上部の図面2-①体験工房の設置の赤枠に書いてあるところの変更でございます。大変失礼しました。

先ほど説明した、排水先の変更につきましては、図面1-③の赤線で書いてあるところの延長が延長になったという、配水管の延長となっております。

続きまして、変更項目といたしまして、「インターネット回線の追加」でございます。当初設計では、運用方法が一事業者と想定をしておりましたが、運営方法の見直しによりまして、町・観光協会・テナント事業者による複数事業者による運営体制に変更しましたことによりまして、変更内容としましては、事業者のセキュリティ強化のため、以下の4回線になりました。内容としましては、観光協会、1階の食堂売店、2階の体験工房、あと、Wi-Fiの機械となっております。これにつきましては、図面の2-③の所に示したインターネット回線の追加となっております。

道の駅の「その他」としまして、変更理由は、来場者に雨の飛沫が当たる対策が必要というところで、工事をしていたところこれは付けたほうがいいのではないかとということで対策をいたしました。あと、施設内の白壁のクオリティを維持できますように、塗装を追加しております。上記変更に伴い見直しや調整が必要となったため、変更の理由となっております。変更内容としましては、先ほど言いました、雨対策用の板金工事を追加、木壁のコーティングの追加となっております。

続きまして、資料館の変更の目的として、「施設機能の強化・見直し」。変更項目につきましては、「展示棚の設置」。変更の理由といたしましては、当初はスチール棚で展示を予定していましたが、木を全面に打ち出したメインの展示室との間に差異があったため、木製の棚に変更をさせていただきました。変更の内容としましては、スチール棚から造り付けの木製家具に変更しました。内容としましては、ギャラリーで使用で、仕様は4485mm×4909mm×1990mmの所を1箇所と、4770mm×490mm×1990mmのものを2箇所設置いたしました。これにつきましては、図面でいいますと、図面2-②の部分、ギャラリーのところにある造り棚の変更となっております。

「その他」、先ほど道の駅側でもありましたが、来場者に飛沫が当たる部分がありましたので、そこの変更をいたしました。雨水対策の板金工事の追加、同じようにさせていただいております。

あと、施設の共通といたしまして、9月の時点で認められました受水槽

の工事につきまして、変更となりました。変更の理由といたしましては、清嶺地区の給水の安定を図るためと、道の駅の登録において防災機能の要素が当初設計の内容では無かったことによるものです。変更内容といたしましては、施設の防災機能を充実させると共に地域への給水を安定させるため、受水槽を設置いたしました。内容につきましては、数量は1基で、大きさは、4メートル×3.5メートル×2.5メートルで、容量につきましては、35立方メートルとなっております。これの設置場所につきましては、図面1-①の場所となっております。

それに加えて、共通としまして、地盤の改良をさせていただいております。変更の理由としましては、道の駅部分が敷地内で5メートルほど低く、建築に支障が生じておりました。施設の元の地盤が田んぼでもあり、強度を満たさなかったためでございます。変更の内容といたしましては、地盤改良を行いまして、高低差の段差を解消と、強度の確保を行いました。内容としましては、1,590立方メートルの盛土を追加いたしております。

設計金額につきましては、直接工事費と諸経費を含んだ増減の金額を示してあります。それでいいますと、増減額72,390千円、それに消費税10%7,239千円、請負額が請負率をかけた金額といたしまして、約78,858千円となっております。

以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

5 金田(敏) 変更理由のことでお伺いします。検査の結果、当初設計よりも施設の地盤強度を上げる必要が生じたため、盛土等の改良工事を行ったとありますが、どのような検査で、当初設計の地盤の強度を上げなければならないのはどういう理由なのか。盛土改良というのは、大量の土砂、土をどのように改良されたのかをもう1回お聞きします。

産業課長 盛土部分に関しましては、元々設計当初では高さが満たしているところで設計がされておりました。そこに、入札をかけて現地等の測量をさせていただいたのですが、実は5メートルほど低かったということで、その差と、あと、元々の土地が田んぼでございましたので、その差の5メートル部分を1,590平方メートルの盛土を追加しまして、地盤の解消と地盤改良とさせていただいたところとなっております。

5 金田(敏) 5メートルの土を入れ替えたということですか、それとも、5メートル分ただ土を盛ったというだけですか。

産業課長 土がなかったため追加しましたのと、多少の入替えをさせていただいております。

5 金田(敏) ということは、下が田地だったということで、その土地にはそのまま、ただ土を盛ったと、そういう解釈ですか。

産業課長 そのとおりでございます。

5 金田(敏) これは検査をやって支持力はちゃんと得ているのですね。

産業課長 はい、そのとおりでございます。

5 金田(敏) 支持力を得ているのならばいいのですけれども、普通ならばちょっとあり得ない改良方法だなと私は思いますが、その点はよろしいですね。

産業課長 はい、確認をしておりますので大丈夫です。

議長 ほかありませんか。

10 田中 ただ今のやりとりを聞いておきますと、過去形でお話をされておりますね。そうすると既に事業を実施したということ、我々は変更の議決としてやるのでしょうか。それが1点。

それは、今の地盤の問題だけではなくて、受水槽の設置工事も過去形になっているんですね、設置したと。で、あとから我々が議会の議決を得てどうするんですか、否決されたらどうするんですか、ということになるのですが。

それと、これ8千万円近くの工事費の追加になっているのですけれども、この多額の、1億に近いお金をどこから持ってくるのか疑問に思います。どんなふうな計画になっているのか。

もう1点、継続でこの事業はやってきました。先ほどの契約変更については、14億1,589万円となっていますが、これまでの継続の予算はトータルでいくらになっていますか。予算的にはどうなっていますか。範囲内でやっているかどうか。

産業課長 工事の契約は予算がもちろんございますが、予算の範囲内で入札残とかいろいろ含めてなのですが、認められた予算の中からやれるというところで変更は通常やっていくのですが、前回9月の時に、受水槽の補正をさせていただきました。それらも踏まえて全体の額で持っている予算の中で、工事の契約といたしましては、当初契約をしておいて、金額が変わる時には必ず決済を、その予算の範囲内で決済をうけてやっていくというところで、契約には至ってはおりませんが、契約前にそういう打合せをしまして、しっかりしたものを出示させていただいて、最終的に契約というところになっております。ですので、先ほど言った、もう1点のお金につきましては、現予算の、持っているお金の中で変更をかけていったということ、ですので、現段階、その金額については持っているといっているのかわかりませんが、現段階の予算としてはあります、ということになっています。

以上でございます。

議長 質疑途中ですが、お昼の休憩時間に入りますが、このまま継続して進めていきたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、引き続き終了まで質疑を行います。

産業課長 予算の範囲内でやっておりますので、議会の中では変更の内容について認めていただくというところで、否決されるという……今まで工事も予算の範囲内で変更をやってきておりますので、こういう方法で認めていただきたいと思っております。

10 田中 そうすると、工事をやっていようが、やっていまいが、予算の範囲内のことであれば、工事請け合いの変更についての議決案件とはリンクしないという解釈ですか。

産業課長 今までも工事ですと、通常ですと変更変更があつて最終的に変更契約をするという、事務的には、先ほど言ったように金額の変更があつた場合にはしっかりとした決済をとって、変更がいいですか、と出させていたでいて、最終的に契約をする段階になったときに、この場合ですと金額的に300万以上となっておりますので、議会案件というところで議会に出させていただくという格好になっております。

10 田中 そうすると、議会の議決なんてものは軽いものだという認識ですよ、事後承認だということになってしまうのでちょっと心配ですね。それからもう1点申し上げると、当初、この事業、12億くらいでという目標があつたと思うのですが、13億になり、14億になつたと。どんどん膨れ上がっていく。1個1個とると、まあ、これはやったほうがいいのか、仕方がないということはあるのですが、そういう予算が7千万円増えたならば、どこかで7千万円減らすくらいのことを考えて計画を組まないと、どんどんこういうものは膨らんでいくという宿命にある事業なものですから、そこらへんはよく考えてもらわないといかんとしますので、それは、言っておきます。

以上です。

2 原田 今の田中議員の意見の補足ですけれども、道の駅の中に関谷さんが入るといふのは大変良いことだと理解するのですけれども、ある程度その時点で変更ができていくはずだと思います。工事をやらせるのだから。やっぱりその辺、金額的にいうと3千万近く、3千万余の金額が増えているので、それは1年も前に決まっていることですので、ある程度その辺は議決をいただいて、それで変更をしていくべきだと理解します。そこらへんを、最後にまとめてやればよいというような考え方は、そこはちょっと違うの

ではないかと思っておりますので、これからは十分注意をしていただきたいと思いますのですが、いかがですか、副町長。

副町長 今、議員さんがおっしゃられることはもったもなことでありまして、3年余に渡っている継続事業でありますので、途中で変更が必要さが十分理解できていましたので、受水槽の補正予算を上げる段階でも、今言われた大きな変更については、一度にするのではなく、その都度出していくべきだと今反省をしています。7,800万円ほどの変更でありますので、そういう点を十分注意しなかったというのは私どもの落ち度になりますけれども、今回のこの変更については、今までの分を一度に集めて精査をして、今回議案として出させていただきましたので、その点も今後の反省の糧としましてもよろしくお願ひしたいと思います。

5 金田(敏) さっきの答弁の所でもう1回確認をしますけれども、当初設計よりも施設の地盤強度を上げる必要が生じたためというのは、なんで必要が生じたのですか。

産業課長 元々、このところの地盤は沈砂池が元々ここにありまして、その観点で低くなっていたということもありまして、追加がありました。

5 金田(敏) そうではなくて、当初設計よりも施設の地盤強度を上げなければならなくなったのですよね。だから、そこを聞くのですよ。

産業課長 当初のときに計測をしましたけれども、設計上の数値にならなかったのと、追加をしたのと、沈砂池があったことで、ちょっと低かったので追加をさせていただいたということになっております。

議長 ほかによろしいですか。

3 加藤 変更項目のところの、道の駅の「施設機能の強化・見直し」のところ、変更項目が3つあるわけですが、それぞれ分けずに一括して書いてありますが、増減についてだけでも結構ですので、それぞれの項目について金額を教えてください。

産業課長 変更の金額ですが、体験工場の設置につきましては、32,807千円でございます。排水先の変更につきましては、2,402千円で、インターネット回線の追加につきましては、982千円となっております。

3 加藤 はい。内容わかりました。体験工場の設置に非常に力を入れて変更が成されているということで、ぜひ成功に導いていただきたいと思います。今までの皆さん方の質問を踏まえてですが、再度お聞きするのですが、今この段階でこの話が出ているということで、供用開始は、この前お話のあった次期でそのまま進んでいくということですのでよろしいわけですね。確認です、道の駅と郷土館を含めてですが、供用開始についてお願いします。

産業課長 供用開始といいますか、オープンの日でございまして、いろいろ検

討したところ、5月13日にオープンをするということで決定をさせていただいております。

議長 ほかよろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第15 議案第7号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「設楽町認知症の人にやさしい地域づくり基本条例の一部を改正する条例について」地方自治法第96条第1項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

本議案につきましては、介護保険法の改正により、認知症の定義が変更されることに伴い、認知症の定義を引用している本条例において法律に基づく定義に改めるものであります。具体的には、従来の「脳の器質的な変化により、記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」という従来の定義に対し、改正法では、「器質的な変化」という原因の定義が外れ、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、及び脳血管疾患その他の疾患」によるものと定義が整理され、その上で、認知機能が低下した状態と定義づけるものであります。なお、この定義は、認知症基本法においても同様に規定されています。施行期日は、介護保険法の施行日に合わせて令和3年4月1日であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで閉会いたします。

閉会 午後12時12分